○農林水産省告示第千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市小友町四九地割三二三の二・三二三の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二三の一、三二三の三、三二三の五、三二三の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○国土交通省告示第六百七十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟原動機株式会社太田工場	群馬県太田市西新町125番地1	内燃機関（シリンダの径が600ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年7月12日から平成34年7月11日まで
〃	〃	縦軸推進装置	〃

○国土交通省告示第六百七十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三井造船株式会社玉野艦艇事業本部	岡山県玉野市玉三丁目1番1号	鋼製船体	平成29年7月12日から平成34年7月11日まで
〃	〃	アルミニウム合金製船体	〃

○国土交通省告示第六百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三井造船株式会社艦艇事業本部機械・システム事業センター（ディーゼル部門）	岡山県玉野市玉三丁目1番1号	内燃機関	平成29年7月12日から平成34年7月11日まで
〃	〃	排気タービン過給機	〃

○防衛省告示第百三十七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十九年七月六日

防衛大臣　稲田　朋美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十九年七月十六日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 平成二十九年九月一日から同月二十五日までの間及び平成三十年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月六日

中国地方整備局長　丸山　隆英

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下関市みもすそ川町四八番一一から同市みもすそ川町四八番一二まで	前	六四・〇〇メートル～一〇八・〇〇メートル	一一八・〇〇キロメートル～一二六・〇〇キロメートル
	後	一〇八・〇〇メートル～一二六・〇〇メートル	一一八・〇〇キロメートル～一二六・〇五六キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月六日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　二号

供用開始の区間　下関市みもすそ川町四八番一一から同市みもすそ川町四八番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年七月六日

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第十回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成二十九年七月七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県流山市駒木百七十六番地独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで